

令和2年第12回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和2年12月25日（金）16時30分開会
17時35分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員
教育長 勝本真二
教育次長 山本昭彦
理事（兼学校教育課長） 金崎良一
教育総務課長 宮司裕子
生涯学習課長 北野靖之
教育総務課 課長補佐 峰 修子

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

（1）議案第37号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

（2）議案第38号 外国語指導助手（ALT）の任用について

（3）議案第39号 会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて

日程第4 その他

（1）教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について

閉会

議事録

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定刻前ですけれども、定足数に達しておりますので、第12回定例教育委員会を開催いたします。

初めに、勝本教育長に御挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。

年の瀬のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日に日にコロナの感染者が増えてきて、第3波が第2波の2倍ぐらいになっている。4月末頃の第1波の2倍が第2波で、7月末頃から感染者が増えて、今度また、7月末の倍が第3波となって、昨日あたりは全国で3,200人を超え、東京で888人、今日もまた884人ぐらいの感染者数だったと思います。

グーグルの予想では、東京で1,000人を超えるのではないかという状態で、このような状態なものですから、昨日、成人式を急遽中止とさせていただきます。

該当される人たちは、本当に楽しみにしていたので、申し訳ないと思っておりますが、こういうご時世ですので、御理解いただければと思っております。

小・中学校は、昨日終業式が終わり、大きな事件・事故等もなく、二学期を無事終えることができたことに感謝しております。

これも偏に、保護者を始め、子供たち、地域の皆さんの御協力の賜と感謝しております。

12月23日には初めて、全国市町村教育委員会のオンライン協議会が開催されまして、古賀委員さんと仁田委員さんに参加していただきました。初めてリモートでの会議に参加していただいて、情報交換ができたことを大変よかったなと思います。

今後、またあると思いますので、他の委員さんにも参加していただける機会があればと思っております。

簡単でございますが開会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○山本教育次長

ありがとうございました。

それでは、次第3の会議録の承認に移りたいと思います。

11月20日に開催いたしました、教育委員会の会議録につきまして、御承認をお願いしたいと思います。

御承認いただけますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございます。

続きまして、次第4の教育行政報告でございます。

1 ページをお願いいたします。

初めに教育総務課です、11月26日から27日に東京都で開催されました、全国町村教育長会常任理事会に教育長が出席をいたしました。

続いて学校教育課です。

11月26日に就学支援委員会を行っております。

内容につきましては、この後、次第6その他の(1)教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について、で説明をいたします。

12月7日には時津警察署と長与町による、学校警察連絡協議会が開催されております。冬休みの過ごし方など、情報交換がなされております。

先程、教育長からもありましたけれども、昨日、24日に、2学期の終業式がございました。

それから生涯学習課です。

12月1日に長与町電子図書館を開館いたしました。

利用者は、24時間365日、電子書籍を無料で読むことができます。

これまで、仕事でなかなか図書館を利用できなかった方、それから若い世代の方に、電子図書館を利用していただければと思います。

12月17日、第3回長与町文化財保護委員会を開催いたしております。

会議終了後に、大瀬戸歴史民俗資料館、それから外海潜伏キリシタン文化資料館、最後に時津町民俗資料館の三つの施設を視察させていただいております。

以上が教育行政でございます。

次に、学校事故の報告でございますが、学校での児童の怪我の報告といじめの報告がっております。

いじめの件につきましては、個人情報保護の観点から、非公開でお願いしたいと思います。

○勝本教育長

では、お諮りします。

いじめの件につきましては、個人情報保護の観点から、町教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書きの規定によりまして非公開とすることよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

異議なしということでございますので、いじめの件につきましては、秘密会とすることに決定いたしました。

○山本教育次長

委員皆様の承認を得ましたので、いじめの件につきましては、6 その他のところで、非公開にて報告をさせていただきます。

ここでは、学校での児童の怪我の件につきまして、担当の方より報告させていただきます。

○金崎理事

はい、それでは報告をさせていただきます。

まず学校名ですが、長与南小学校です。

事故の種類につきましては、先程ありましたように、校内における児童の怪我です。

事故の発生の日時ですけれども、12月10日木曜日14時です。

小学校の時限で申し上げますと5時間目にあたります。発生場所は校内の体育館です。

この怪我をした、児童ですが、2年生の男子児童でございます。

この事故の状況です。体育の時間にウォーミングアップの一環として行っている鬼ごっこをしている時に、この男児にぶつかった児童の歯が接触して、左頬に歯が刺さった形になりました。これによって、頬を7針縫う事故になっております。

現在、治療のため、まだ抜糸までは至らず、中に膿がたまっているためその膿を抜いている状況でございます。

この状況の中で、物が食べづらいということもございまして、事故の翌日から昨日の終業式まで、男子児童につきましては、欠席という形になっております。

なお、この事故につきまして、体育の授業中ではありますが、男子児童が捻挫をしております、この捻挫のために体育の授業を休ませて欲しいという保護者からの連絡がございまして、休んでおりました。ですが、鬼ごっこの様子を見てどうしても自分も入りたいという申し出があつて、担任としては、一旦、捻挫をしているからと断ったのですが、やっぱり入りたいということで、それではということで、範囲を限定して、ここだけだったらということで入れた直後にこの事故が発生したということで、保護者の方としてはですね、休むべき者、あるいは怪我をしてはならない状況だったのに、怪我をしたということで、お叱りの言葉を頂戴しているような状況でございます。

学校としては、毎日のように家庭訪問をして、この児童については学習の補償も含めて、丁寧に対応している状況が今ございます。以上でございます。

○勝本教育長

ありがとうございました。

今の件で何か質問等ございませんか。

○廣田委員

ぶつかって、歯が抜けた方の児童はどういう状況ですか。

○金崎理事

ぶつかった方の児童については、特に怪我や何らかの障害が残っているということはございません。通常に登校して、通常の生活を送っております。

○勝本教育長

他ございませんか。

○山本教育次長

ないようですので、次に、委任事項に移りたいと思います。

委任事項でございますけども、委任事項はございません。

以上をもちまして、報告の方を終わらせていただきます。

これまでで御質問等ございますでしょうか。

○山本委員

生涯学習課の12月1日の長与町電子図書館開館についてですけど、非常に良い取り組みだと思っております、12月1日から24日ぐらいしか経過してないのですが、登録の状況であるとか、町民の方の利用されている状況とか、わかる範囲でいいので教えていただければと思うのですが。お願いします。

○北野生涯学習課長

お答えいたします。

長与町電子図書館の利用状況ですけれども、昨日の9時30分現在になりますが、まず登録者数が570名で、予想よりもはるかに多い登録者数になっております。

利用されるコンテンツ、長与町電子図書館として利用できるコンテンツ数、本の数ですけれども、1,182タイトルを準備しております。

それから、延べ貸出し数が605回となっております。先程の登録者数570名のうち、実利用者数が163名となっております。以上です。

○山本委員

ありがとうございました。

もう一つですが、この605回貸出しをされているというのは、本を実際借りていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、割合的には多いものなんでしょうか、同じくらいのものなんでしょうか。

○北野生涯学習課長

登録者数が570となっておりますので、平均しますと1人1冊以上を既に借りているという状況になりますから、多いか少ないかは、比較の対象がない

のですけれども、こちらの感触としましては、予定よりも登録者数も貸出し数も、予想よりも大幅に上回っていると思われるような状況でございます。以上です。

○山本委員

わかりました。ありがとうございました。

○山本教育次長

他に御質問等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、次第5の議事のほうに移りたいと思います。

議事の進行を勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

議事に移らせていただきます。

議案第37号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。山本次長。

○山本教育次長

議案第37号 長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本議案は、教職員の超過勤務時間の上限の範囲を定め、業務量の適切な管理に関する規定の条文と教職員の兼職及び兼業の許可に関する条文を追加し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当より説明させます。

○金崎理事

それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。ページは3ページになります。

長与町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則でございます。

この第16条の2項の中に、両括弧の1、1カ月について45時間、1年について360時間という業務量についての管理を行うという点、そして、2番の1カ月について100時間未満、1年について720時間未満と時間を規定するということが、大きなところでございます。

二つ目が、第16条の3ですね、ここに、校長及び職員は、教育公務員特例法、云々というのがありますが、その中に、兼職兼業についての内容に関することとございます。この背景について、まず御説明をいたします。こちらの方をご覧ください。

非常に長い条文がございます。

公立校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針というものが出ておりまして通知が出ました。

先程ありましたように、いわゆる働き方改革ということが教職員には言われておりまして、この指針の中で、業務を行う時間の上限というのを定めるようになっております。

教職員は、通常7時間45分の勤務がございますが、そこに途中の休憩時間45分を加えることとなります。

これを在校時間と言っておりますが、その在校時間を超えた時間を規定するようになっております。

その上限の規定ですが、1カ月の在校時間について45時間以内、1年間の在校時間については360時間以内にするようにという指針が出されました。

そして、この指針に、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置というのがございまして、これが、長与町教育委員会が講ずべき処置ですが、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校の上限等に関する方針、教育委員会規則等において定めるとなっておりまして、これに基づいて、先程御提案の内容を追加したところでございます。

これが先程ありました1カ月について45時間、1年について360時間という数値を入れた根拠でございます。

続きましてよろしいでしょうか。

兼職兼業についてです。

兼職兼業につきましては、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の概要が文部科学省から出されております。

部活動の意義と課題ということについては、部活動というのは、教師による献身的な勤務のもとで成り立ってきたという文科省の認識はございます。

ただし、現状として、指導経験のない教師にとって、多大な負担があるということ。生徒にとっては望ましい指導を受けられないという環境があるということ、そこで、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにするということが指摘をされます。

それを受けて、改革の方向性が出まして、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であるということが指針として出されました。休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境をつくるということが出されております。

年度としまして令和5年度から段階的にそれを行っていくということです。ここに示された休日というのは土曜、日曜のことでございます。

部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築するということです。

全く部活動に関わらないのではなくて、関わりたい教師がいれば関われるという関係を構築するよにということがございます。

これを受けまして、休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保の中に、育成・マッチングまでの民間人材活用の仕組みの構築と兼職兼業の仕組みの活用となっていますが、教職員は兼職兼業の届けを所管の教育委員会に提出をして、それを承認された後でそれぞれの部活動に従事ができるという仕組みを構築するようということが出ておりますので、これが令和5年から段階的に全国で展開されます。

本町も例外ではございませんので、この準備として兼職兼業ができるようということ、ここに加えたものでございます。これが根拠となるところです。

再度、そのこのところを読ませていただきますが、第16条でございますが、教育委員会は、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、括弧はすべて省いていきます、第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が、業務を行う時間から所定の勤務時間以外の日における勤務時間を除いた時間を、各号に掲げる時間の上限の範囲とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。1カ月について45時間、1年について360時間というところを規定いたしました。

続いて第16条の3項ですが、校長及び職員は教育公務員特例法第17条第1項の規定により教育に関する他の職務に従事しようとするときに、または地方公務員法、第38条第1項の規定により、営利企業等に従事しようとするときは、申請書により、職員にあつては校長を経由して教育委員会の承認または許可を受けなければならない。ということで、5ページのところに、その書式を入れております。

以上提案を終わります。

○勝本教育長

はい、ありがとうございました。

今の説明で何か質問等はございませんでしょうか。

○山本委員

説明があつたかもしれないのですが、聞き取りにくかったので、ちょっと教えてもらいたいのですが、今お話をしていただいた、教職員のいわゆる残業ですかね、残業時間を1カ月45時間、1年360時間未満にして管理をしていこうっていうのは、部活動に対して指導を行ってくださっている先生方の部活動の時間というのを考慮して、兼職兼業を認めるようにしますっていう内容でよかったですか。

○金崎理事

御指摘のとおりでございます。

今、小学校の方も、今年度で申し上げますと、直近の10月で、45時間を超えた教職員が、小学校46名、長与町全体で、中学校が54名でございます。

中学校のほとんどの要因は部活動で、小学校の方は業務を残って行うということになっております。

中学校の45時間を少なくするためには、やはり休日の部活動も入っていますので、そこを削るしか方法がないというのが文部科学省の見解です。

本町もまさにそのとおりでございまして、兼職兼業を出しまして、この部分は除いて、計算をすることにしますので、先程ありました兼職兼業の規定を設けたというふうなことになります。

まさに御指摘のとおりでございます。

○山本委員

理解できましたありがとうございます。

この兼職兼業を許可するということですが、これは令和5年度から開始するということですか。

○金崎理事

実は、現在この取り組みを徐々に始めております。

長与町においては、総合型スポーツクラブの長与スポーツクラブが、この部活動を担うように、仕組みづくりを進めておりまして、現在卓球部で、この融合的な取り組みを進めております。

具体的に申し上げますと、卓球部の中で、さらに活動を希望する者が、土日いずれかが休みですが、通常は土曜日に練習を行いますので、日曜日に長与スポーツクラブで、教室を開いて、そこに外部コーチの方が来られまして、活動を行っているという状況です。兼職兼業はございません。

こういった形で、その他の部活動も希望があれば、土日の活動をそこで行うというふうに考えているところです。

そのために、来年度、もし希望があれば、兼職兼業届を出して、そこで実行ができるように、仕組みづくりとしていきたいと考えておりますので、令和5年度からではなくて、お申し出等があれば令和4年度からでも、これができるかなと捉えております。

○山本委員

わかりました。ありがとうございます。

○勝本教育長

他ありませんでしょうか。

○廣田委員

説明ありがとうございます。これまでの働き方改革と、クラブ活動のこと

もずっと言われていて、形的には整って、時間の指定などは言われているのですが、内情からすると、それがそのまま先生方、教職員の働き方改革が進んでいるのか、クラブ活動だったら、どうしてこのクラブを受け持ってもらえないのですか、学校はどのように考えているのですかと学校が責められるようなことがありますので、長与町の教育委員会ではそういうところをきちんと間に入れてくださっていろいろな方策を立てながら、これが形だけに終わらずに、命令だけに終わらずにきちんと実行できるものかどうかというのを確認しながらいつもやっていただいていますので、今回もどうか教職員や子供たちに、歪がでないように、御配慮いただきながら進めていただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○勝本教育長

他にございませんか。

ないようでしたら、承認ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。

続きまして議案第38号 外国語指導助手ALTの任用についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第38号 外国語指導助手ALTの任用についての提案理由を申し上げます。

10ページをご覧いただければと思います。

教育委員会でお願ひする外国語指導助手ALTにつきましては、ジェットプログラムによる英語指導助手2名の任用が確定しております。

任期につきましては、前半・後半の任期で、令和3年1月8日から令和3年8月1日までとなっておりますけども、今回承認をお願ひいたします任期につきましては、令和2年度分の令和3年1月8日からでは3年3月31日までの分となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○勝本教育長

今の説明でおわかりでしょうか、コロナの関係でどうしても来日が遅れたということで、本来ならばもっと早く二学期からの予定だったのですが、こういう状態になってしまい、1月からということになっております。

○仁田委員

任期が令和3年1月8日から3月31日までということですがけれども、コ

ロナで先が全然見えない状況となって、先生が渡航される可能性みたいなものが全く無くなった場合はどういう手だてをなさるのでしょうか。

○金崎理事

お答えいたします。まずは可能性のお話からです。

イギリスからお越しの予定の方ですが、1月の末に、日本にいられてから、2週間の隔離の後、2月中旬に長与にいられるという連絡が先週入っていましたが、まさに、本日の13時ちょっと過ぎに、12月24日で英国との就航が途絶えるということで、この方についての着任の予定が延びますとの連絡がございました。

同時にアイルランドの方につきましても、もしかしたらそのようなことになる可能性も出てくるかなと思っています。

後程、議案第39号で御審議いただく方がいらっしゃいますが、この方は、現在、長崎にお出ででいらっしゃいますので、当面は承認されました2人体制でいられるまではいきたいと考えているところです。

○勝本教育長

渡航されてからになるということですよ。

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

続きまして、議案第39号 会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。山本次長。

○山本教育次長

議案第39号 会計年度任用職員の採用についての専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

12ページをご覧いただければと思います。

外国語指導助手ALTの1名の任用につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和2年9月3日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

この方につきましては、ジェットプログラムでないALTでございまして、任期を令和2年9月3日から令和2年12月21日、そして、令和3年1月8日から令和3年3月24日までとしております。

以上、会計年度任用職員の採用についての専決処分につきまして、この場

で報告し承認を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○勝本教育長

どうしても、ALTが1名では足りないということで、探してみたらインド出身の今提案している方がいらっしゃったので、早目に契約をして協力してもらっている状況でございます。

では、質疑等はございませんか。

ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

議事の方はこれで終わります。

次第6のその他に移りたいと思います。

その他の（1）教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についてでございます。

この件につきましても、個人情報保護の観点から非公開でお願いしたいと思っております。

○勝本教育長

お諮りします。

（1）教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学については、個人情報保護の観点から、町教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項ただし書きの規定によりまして、非公開とすることよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

異議なしということですので、教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学の件につきましては、秘密会とすることに、決定しました。

それでは、委員皆様の承認を得ましたので、これより非公開にて報告をさせていただきます。

秘密会のため非公開

○勝本教育長

お諮りします。

これより秘密会を解除したいと思います。

これに御異議ありませんか。

○教育委員

ありません。

○勝本教育長

異議なしと認めます。

これより、秘密会を解除します。

それでは、次第に上がっております議題は以上でございますが、一つだけ、事務局の方から、来年令和3年の成人式につきまして、担当課長より説明させていただきます。

○北野生涯学習課長

成人式の中止についてですけれども、来月1月10日成人式の開催に向かしまして、規模の縮小や時間の短縮と、感染症の防止策等を検討しながら準備を進めてきたところですが、全国で新型コロナウイルスの第3波の感染拡大が続き、県内におきましても感染者が増加傾向にあること、そして先日長崎県で発令されました感染段階ステージ3の発令を受けまして、町民の皆様の健康と安全を第一に考えた結果、中止の決断を止む無くいたしましたところでございます。

これが中止の経緯でございますけれども、一応まだ正式には決定をしておりますが、例年、成人式は、新成人の方たちが手伝って、みんなで作り上げていくものなのですけれども、この中止の連絡を受けまして、ぜひ手づくりで、成人式を自分たちで作りたいたいというような申し出がありました。

内容的には、式次第に沿って町長の祝辞や、自分たちが発する20歳の言葉といったものを撮り取って、それを繋げてYouTubeで流したいという話がありました。それを教育長と町長に話したら、ぜひ良い事ではないかと、バックアップをしたいという言葉いただきましたので、生涯学習課としても、もしそれが実現するならばですね、まだ決定ではありませんけれども、手づくりの成人式を、今年の成人者がつくるのであれば、支援をしていきたいと考えております。以上です。

○山本教育次長

この件につきまして御質問等あればお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ないようですので、その他、事務局の方から、お願いいたします。

○宮司教育総務課長

令和3年の定例教育委員会の開催予定表というものを、作成いたしました。

行事等ですね、委員の皆さんおありかと思っておりますので、これをまたホームページに掲載いたしますので、その前までにご連絡いただければ、都合が

悪い日があれば事務局で日程の調整をいたしたいと考えております。

第6回の6月の定例会は学校訪問の関係で、第3週の木曜日を今のところ予定しております。第10回が仁田委員さんの任期が満了ということもありまして、10月1日を教育委員さんの辞令交付式ということで予定をさせていただいております。

また、第11回の日、日程を調整はいたしますが、定例会と総合教育会議を同日開催で行えればというふうに考えております。

以上です。

○山本教育次長

この件につきまして御質問等がありますでしょうか。

委員さんの方から何かありますか。

ないようでしたら、これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。